

鴻巣市立つつみ学園通園調整に関する基準

鴻巣市立つつみ学園通園申請書が提出された児童について、次の内容の合計点数を算出し、調整会議に諮る。調整会議において検討した結果をふまえて、通園の可否を決定する。

また、通園可能となった児童について、学園の人員体制が整っていない等の理由で入所を保留とする場合は、優先順位をつけて待機児童名簿に記載し、受け入れが可能となり次第順次通園とする。

なお、通園却下となった場合、保護者から取り下げの申し出がない限り、申請受付年度内は通園調整を継続する。

1 基本指数

番号	事由	対象児の状況	点数
1	療育	療育を必要とする	3 0
2	年齢	満 3 歳以上	1 0
3	母子分離	集団生活についての母子分離が必要である	1 0
4	集団療育	集団療育が必要である	1 0

【基本指数の設定根拠】

- ・ 母子分離の目安が概ね 3 歳
 - ・ 児童発達支援センターは集団療育の場である
 - ・ 3 母子分離（集団生活についての母子分離）の必要性及び 4 集団療育の必要性については、別紙 1 により地区担当保健師に意見を求める
- ※ 療育を必要としている児童を対象とするので、必要としない（通所受給者証交付対象とならない）児童は受入できない

2 調整指数

番号	事由	対象児の状況	点数
1	年齢	5 歳（年長児）	2
		4 歳（年中児）	1
		3 歳（年少児）	0
		2 歳	－ 1
		1 歳	－ 2
		0 歳	－ 3
2	母子分離	家庭環境による母子分離が必要	2

3	その他	医師から集団療育の必要があると指示されている（診断書等の書面で記載がある場合に限る）	2
		臨床心理士から集団療育の必要があると指示されている（別紙 2 により指示内容が記載されている場合に限る）	2
		要保護児童である（要対協ケース）	2

【調整指数の設定根拠】

- ・ 2 母子分離については、母子の関係性、親の養育能力等の家庭環境を理由に母子分離での療育が適当な場合が想定され、別紙 1 により地区担当保健師に意見を求める